

秦帝国地方禁苑に関する「県・道官」の管理組織 —「龍崗秦簡」¹を中心として—

馬 彪

はじめに

「龍崗秦簡」とは統一秦における地方に散在している、皇室が地方に設置している「禁苑」（「禁中」ともいう）²をめぐる律令集である³。いわば、地方禁苑は朝廷が地方に設置する都官⁴である。「都官」は様々であるが、地方禁苑は京師以外の地に置かれた「都官」の一つである。中央から地方へ派遣した禁苑の所属は当然朝廷にあるが⁵、地方に設ける施設としての禁苑には地方官府の管理も不可欠と考えられる。ゆえに、本稿では地方禁苑の管理を「都官」の自主管理⁶と「県・道官」の協力管理にわけて考察することとする。前者は主に禁苑空間範囲内部、すなわち民間土地のない地区に関する管理であり、後者は禁苑の外側に設ける防衛地帯、すなわち民間土地のある地区の管理及び民間人が禁苑にかかわる事情・事件が発生する場合の当地官府の協力管理である。

実は、龍崗秦簡に「県・道官」（簡7・8・9・26・53・58・58・75・86・102・200）・「□（□を含む）道官」（簡88・242・246）⁷・「県官」（簡100・211）・「郷部稗官」（簡10）・「□（□を含む）官」（簡227・271・291）のような官府名はよくみられる。これだけ数多くの地方官府名が存在することには、県・道（郷を含む）の官府はどのように禁苑管理とかかわったかという課題がある。本稿では専ら「県・道官」の禁苑に関する協力管理に絞って、禁苑管理の責務を手がかりとしてその管理組織を解明したい。

一 龍崗秦簡にみられる地方禁苑に関わる「県・道官」管理人員

先ず禁苑に関する律令集という性格をもつ龍崗秦簡に一体どれほどの管理人員があるのかを整理しておきたい。該当簡にみられる二十の職名から、「都官」人員をAとして「県・道官」人員をBとしてまとめれば、すなわち、

¹ 龍崗秦簡には約300枚の竹簡と1枚の木牘が含まれているが、一般的に「龍崗秦簡」と呼ぶ。該当簡の簡番号はいくつかあるが、本稿では中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』中華書局、2001（以下、中華書局本と略称する）において再整理者の付した番号を利用する。

² 簡1にみた「兩雲夢」「雲夢禁中」については中華書局本の注に「皇家設在雲夢中的兩處苑圍」とある（69頁）。

³ 龍崗秦律の性格は禁苑事務に関する律文であろうという胡平生氏説がある。氏は「龍崗秦簡とはそれぞれの律文の中から摘抄した禁苑管理に関わる内容を編集した一冊であろう」といった。中華書局本5頁。

⁴ 睡虎地秦簡「厩苑律」簡19の整理小組の注に「都官、直属朝廷の機構、古書又称中都官」（『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社1990、25頁）とある。于豪亮氏は「中央一級機關大部分在京師、因此稱為『中都官』、也有相當一部分不在京師、就祇能稱為『都官』」としている（『雲夢秦簡所見職官述略』、『文史』第八輯1980、後『于豪亮學術論集』上海古籍出版社2015、19～20頁）。本稿のキーワードである「都官」は朝廷の「中都官」が地方へ派遣する派出機構を指している。例えば、少府は「中都官」であるが、禁苑は少府の地方へ派遣する「都官」である。

⁵ 彭邦炯氏は睡虎地秦簡にみえる「苑」を掌るのは中央の内史に所属する少府であると指摘している。氏「從出土秦簡再探秦内史与大内、少内和少府的關係与職掌」『考古与文物』1987第5期参照。

⁶ 地方禁苑の管理は「都官」の自主管理について筆者は別稿で検討する予定であるが、ここでは専ら「県・道官」の協力管理を課題とする。

⁷ 龍崗秦簡には「県・道官」という表現は11例見られるが、実は「□（□を含む）道官」の3例みな「道」の上一字はよめないが、「県」という可能性が十分ある。

A「宦者」(199⁸・258)、「謁者」(220)、「僕射」(156)、「尉」(241)、「禁苑畜夫」(39)、「吏」(6)、「苑人」(6・11・39・45・68・181・197・201・247・残簡)、「有事禁(苑)中」(6)計八名の「都官」系、いわば禁苑自主管理人員である。それに対して、

B「県・道官」に属す人員は禁苑を協力管理する人員である。それらの十四の職名の出現頻度降順で並べると、

- ① 「吏」36・45・59・66・116・201・247・木牘・残簡など9例
- ② 「徒」16・59・66・181・181・197など6例
- ③ 「丞」8・53・152・木牘など4例
- ④ 「令」8・53・152、⑤「田典」150・150・156など各3例
- ⑥ 「監」43・144、⑦「官畜(夫)」64・138、⑧「道官長」206・206、⑨「典」150・150、⑩「史」152・木牘など各2例
- ⑪ 「傳者」3、⑫「佐」43、⑬「部主」152、⑭「尉」241など各1例となる。

AにもBにもなりうるのは、「尉」241と「吏」45・201・247・残簡である。

以上が龍崗秦簡にみられる禁苑管理する全ての二十の職名である。総合的にみるといくつかの特徴と課題があるであろう。

第一、AとBを比べると計20の管理人員職名に、自主管理者とみえる地方禁苑という「都官」の職名は8名(40%)である一方で、協力管理者とみえる禁苑所在地の「県・道官」職名は14名(70%)である。「都官」自主管理者の40%対「県・道官」協力管理者の70%との格差は目立つ点がある⁹。なぜ協力者の数は自主者より多いか。第二、単独一位になるほど最も頻度の高い「県・道官」の「吏」の出現が9例にも上っている点である。なぜ禁苑律令は地方官府の「吏」を規制する主体となったか。第三、③④の「丞」「令」は「県・道官」の長官であるが、なぜ職名の出現頻度は部下の「吏」「徒」より低いのか。三つの特徴と課題はそれぞれであるが、焦点となるのは、主とする者や高位の者は禁苑律令を握って、協力者や低位の者を規制するのであろうかという一つの仮説を立てて検討したい。

これから以上の三課題をエントリーポイントとして、14の職名を考証しながら秦帝国地方禁苑に関わる「県・道官」管理組織を復元してみよう。すなわち、第二章で「令」「丞」を主とする「県・道官」の禁苑管理組織全般を検討する。その上で、「県・道官」の禁苑協力管理する「吏」は検討すべき内容が最も多いので、第三章・第四章の二章にわけて考証する。いわば、「県・道官」吏の禁苑に関する治安・徭役関係の管理組織と「奘」地に対する「県・道官」吏の管理組織にわけて考察する。最後の第五章でなぜ協力者の数は自主者より多いかとの問題意識をもって、「都官」より大規模な「県・道官」管理組織の特徴を検討していく。

二 令・丞を主とする「県・道官」の禁苑「都官」への管理組織

「県・道官」がその地元を設置された都官の禁苑とのかかわりを課題とするならば、まずは龍崗秦簡にみえる「令・丞」について考証し、ついで「県・道官」は「都官」そして禁苑との関係によって管理組織の様子を検討しよう。

⁸ 職名に付ける号は簡番号である。

⁹ 「尉」241と「吏」45・201・247・残簡はAとBの両方に含まれているため、A=40%とB=70%という割合が示されている。

1 龍崗秦簡に見られる「令・丞」の性格

先行研究として、劉金華氏の、龍崗秦簡の簡53にみえる「令丞」の性格について、禁苑の「最高の官員」¹⁰と解釈した説がある。そこで、この説が正しいかどうか検討しておきたい。実は氏の根拠としての簡53を含めて、龍崗秦簡には「令・丞」がみえる簡牘は以下の四つがある。

簡8に「制所致縣・道官、必復請之。不從律者、令・丞^{つね}（制の致す所の県・道官は、必ず復び之を請え。律に従わざれば、令・丞……）」¹¹とある。

簡53に「令・丞弗得、貲各二甲。關外及【縣・道官馬】^{つね}（令・丞得ざれば、貲すること各々二甲。關外及び県・道の官は馬……）」とある。

簡152に「部主者各二甲、令・丞・令史各一甲（部主者は各々二甲とし、令・丞・令史は各々一甲とす）」とある。

木牘に「九月丙申、沙羨¹²丞甲・史丙免辟死爲庶人、令自尚也。（九月丙申、沙羨の丞の甲と史の丙とは「辟死を免じて庶人と爲す。自ら尚ならしめよ」と。））」とある。

簡8と簡53にいずれも「県・道官」、木牘に「沙羨（県）の丞」と明言した律令であるので、そこで見える「令」「丞」いずれも地方「県・道」官府の官員と考えられるべきであろう。簡152にみえる「部主者」とは、簡185の「取傳書郷部稗官」と比べて、「郷部」の主管長吏である可能性が極めて高い。ゆえに、これまで多くの注釈者は劉氏の説に同意しなかった。例えば中華書局版『龍崗秦簡』の著者は簡53の「令・丞」について、劉氏の解釈を引いたが、「県令・県丞」と釈している¹³。

つまり、龍崗秦簡にみえる四カ所の「令・丞」は全て禁苑ではなく県・道官府の官員といえる。県・道官の令・丞は地方官府の長官と次官であるがなぜ禁苑という都官に関する律令に見られるのか。いわば、地方官府は禁苑管理に何らかのかかわりがあるのだろうか。

2 「県官」「都官」双方の共通管理責務と協力関係

秦時代の簡牘文字に県官が都官に協力して共同仕事をする律令は数多く存在している。それらの史料によって、「県官」「都官」にともにある責務と協力関係を明らかにしたい。

睡虎地秦簡「内史雜」簡186「県はそれぞれその県にある都官に告げて、その都官が用いる律を書き写させよ。」によって、同じ県の区域においても県官と都官と別々に従う「用律」があるはずである。一方で双方はともに守る律もあり、それらの律を知ったら双方の共通責務と協力関係もが分るはずであろう。そこに双方とも担当する共通責務がみられるとする、睡虎地秦簡「秦律十八種」¹⁴・「效律」の史料はA～Jとまとめた。すなわち、

A「今課縣・都官公服牛各一課（今、県・都官の服牛に対してそれぞれ一回ずつ課を行う¹⁵）。」（既苑律19）

¹⁰ 氏は「令丞似爲具體負責某一禁苑的最高官員」と主張する。（『雲夢龍崗秦簡所見之秦代苑政』『文博』2002年第1期、40頁）氏の利用する龍崗秦簡「令・丞弗得、貲各二甲」という簡文の46号は旧番号であるが、本稿では中華書局本の53号に直した。

¹¹ 本稿で用いる龍崗秦簡のテキストは基本的に馬彪『秦帝国の領土経営：雲夢龍崗秦簡と始皇帝の禁苑』、京都大学学術出版会、2013（以下、拙著京大本と略称する）で校勘したものと陳偉主編『秦簡牘合集（貳）』、武漢大学出版社、2014（以下、武漢大本と略称する）に準拠するものである。

¹² 『漢書』地理志上に「江夏郡」に「沙羨」県があり、その県は秦代にもあったと考えられる。

¹³ 中華書局本94頁。

¹⁴ 池田雄一氏は睡虎地秦簡整理小組のまとめたものにより、さらに「秦律十八種」の法律は「官營諸事業や官吏の職務規定となっているのである」と指摘している。氏「湖北雲夢睡虎地秦墓管見」（中央大学文学部『紀要』（史学科）第26号）を参照。ここでいう都官や県官の事業も氏の言う「官營諸事業」にあたると考えられる。

¹⁵ 和訳文は工藤元男『睡虎地秦簡訳注』汲古書院、2018版の「通釈」を参照して作ったもの。

B「宦者・都官吏・都官人・有事上爲將、令縣貢（貸）之、輒移其稟縣、廩縣以減其廩（宦者・都官の吏・都官の管理人員と都官に用事ある者が朝廷のために引率の任務に就き、県に彼らに食糧を貸与させた場合、すみやかに（本来）彼らに食糧を支給するはずであった県に文書を送り、其の県は（彼らの）支給額（から貸与分）を減額せよ。」（倉律44）

C「縣・都官坐效・計以負賞（償）者、已論、畜夫即以其直（値）錢分負其官長及冗吏、而人與參辦券、以效少内、少内以收責之（県・都官における效・上計に罪にあたり、官に賠償金を支払うべき者がおり、すでに論罪されたのであれば、畜夫はただちに賠償額分の錢を都官の官長および冗吏に分担させ、各人に参弁券を与えて、少内に参弁券と賠償額を照合させ、それによって少内は各人より賠償金を回収せよ。」（金布律80～81）

D「縣・都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩之（県・都官は毎年七月に修繕不可能な官有器物を廃棄し、（官有器物としての）しるしがあれば擦り取れ。」（金布律86）

E「縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬（塹）垣離（籬）散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之（県の保有する禁苑や官有の馬・牛の苑が、徒を徴発して塹壕を掘ったり、まがきを作ったり、それらを補修する場合は、監査役の苑吏が行い、苑吏はそれらを巡回せよ。」（徭律117）

F「縣・都官用貞（楨）、栽爲備（棚）隲、及載縣（懸）鐘虞（虞）用輻（膈）、皆不勝任而折、及大車轅不勝任、折軛（軸）上、皆爲用而出之（県と都官において、くいを立てて箱状にくみ上げた（版築用の）囲いを並べ、また鐘を吊り下げるために支柱に横木を組み付けたところ、それらが使用に耐えず折れてしまった場合、また大車のながえが使用に耐えず、その車体の前部の支柱のあたりで折れてしまった場合は、みな破損を申告する書類を作成して、破損した物を帳簿の登録から消し去れ。」（司空律125）

G「令縣及都官取柳及木檠（揉）可用書者（県と都官に、柳とまっすぐに成形して書写材料に使用することのできる木材を採集させる。」（司空律131）

H「縣・都官・十二郡免・除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免・除、盡三月而止之（県・都官・十二郡が吏や佐、諸々の官属を免官・任命する場合、十二月一日から免官・任命を開始し、三月末日までに終了せよ。」（置吏律157）

I「爲都官及縣效律：其有贏・不備、物直（値）之、以其賈（價）多者臯（罪）之、勿贏（纍）（都官及び県の效律を制定する。（管理する物品に）超過・不足がある場合、物品ごとに（超過・不足分を）錢に換算し、最も高額の物品の額に基づいて処罰し、（物品ごとの超過・不足分をすべて）累計して（処罰して）はならない。」（效律第1簡正面）

J「苑畜夫不存、縣爲置守、如廢律（苑畜夫が不在の場合、県は既律の規定にもとづいてその者のために代理を置け。」（内史雜190）

A～Jはみな「都官」「県官」がともに守る律令である。こうして双方が担当する共通管理責務と協力範囲がみえてきた。Aは公的な馬牛苑の家畜管理、Bは都官の人員は地方への出張する場合に、県官が食糧を提供する義務、C Dは公的な器物の管理、Eは県官が禁苑の建築を管理する義務、F Gは公的な建物や書写材料の管理、H Jは官吏を任用する期間の規定、Iは物資と帳簿を照合チェックする共通的な律などである。

十条の内、BとEは専ら県官から都官への協力義務に関する律であることは明白である一方で、実は他の7条はみな都官の所在する地区の令・丞を主とする県官に関わっているものである。例えば、A都官に飼育する馬牛羊は都官専用の圏以外、すなわち県官の管轄地区にも遊牧できるので、その遊牧中に事故・事件が発生する場合に、県官は一連の協力義務がある。C Iの「效」とは現物と帳簿と

を照合チェックすることとなるが、その現物と帳簿、そして照合チェックする仕事はすべて現地県官の吏たちも協力するので、誤りがあつたら都官・県官双方の罪にあたる。D F 官有器物の中、都官有のものはすべて朝廷から持ってくれるわけではなく、それらの製造・使用・修繕・廃棄などは当地県官の協力管理は絶対必要となるはずである。G の双方とも必要となる書写材料の生産・収穫・加工等はすべて当地の物産であるので、県官の協力責務は絶対必要であろう。H は「県・都官」とともに守る官属を免官・任命する置吏律であるが、J の「内史雜」にみられるように、都官の人事について県官は場合によって代理任命する権力がある。

つまり、これらの「都官」「県官」とも執行すべき責務によって地方の「県官」が朝廷の「都官」に、公馬牛苑・公の器物・物質材料・禁苑・建物・書写材料・人事任用などについて全般的な協力管理する責務と組織の存在が確認できたといえよう。

3 県・道官の禁苑への協力義務

冒頭で触れたように皇室の禁苑は地方に設けたものなら、地方の「県・道官」が管理責任をおうことになる。龍崗秦簡の簡8に「制の致す所の縣・道の官府は、必ず復び之を請え。律に従わざれば、令・丞……」とある。律文の「請」とは「告」と違い、上級者にたいする言葉遣いなので、この「制」は皇帝「命」のことであろう¹⁶。「制」は普通の「命令」と違い、皇帝の名義で下さる命令である。例えば、簡15「從皇帝而行及舍禁苑中（皇帝に従いて行く及び禁苑の中に舍り）」や簡16「皇帝遷（獵）？、將者令徒□（皇帝が狩獵し、引率する人は（徭役）徒を……）」というような「皇帝」が「禁苑」とその周辺で出来事があれば、朝廷が「制」によって地方の禁苑および県・道官に命令を出すはずであろう。その場合は、令・丞が「必ず復び之を請え」、慎重に確認しなければならずと考えられる。要は、「制」という朝廷の命令を受ければ、皇帝が「舍る」禁苑の都官に主な責任がある一方で、禁苑所在地の県・道官にも連帯協力責任があると考えられる。

戦国秦の『睡虎地秦簡』徭律にも「県の葆する禁苑（縣所葆禁苑）」がみえる。律文の「葆」に「補修」と「管理」とも解釈できる¹⁷が、いずれも責任をおう意があろう。しかし、県・道官は禁苑という「都官」との間には上下関係にはないが、お互いに協力的な関係を持つ。例えば、睡虎地秦簡「内史雜」の簡186に「縣各告都官在其縣者、寫其官之用律」とある。工藤元男氏は律文の「告」¹⁸について「県と都官は上下関係にはないので、県が都官に何らかの業務を行わせることは命令でもなく請求でもない。ゆえに『告』というのである」と指摘した¹⁹。つまり、県・道官が禁苑の都官から何らかの用事で連絡されれば、協力する義務があることは間違いない。

¹⁶ 「制」については中華書局本に「此处意義不明」（p74）とし、劉釗氏に「“制”古代可指帝王的命令，（中略）又可指制度或法律規定。（中略）簡文意爲“所致縣・道官、必復請之”是制度規定。」（『読『龍崗秦簡』札記』、『簡帛語言文字研究』第1輯、巴蜀書社2002版）としているが、同意できず。なぜならば『史記』秦始皇帝本紀、二十六年に「命爲『制』、令爲『詔』」「號曰『皇帝』」「數以六爲紀、符・法冠皆六寸」「更名民曰『黔首』」とある。龍崗秦簡では秦帝国時代の律令として「皇帝」「六寸符」「黔首」などの始皇帝が創作した専門用語を揃っていることを考えれば、簡8の「制」も例外ではないと判断してよい。

¹⁷ 整理小組が「補修」と積すること（睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社1990版、48頁参照）に対して、石岡浩氏は「管理」とする（氏「戦国秦の「徭」と軍政—睡虎地秦簡秦律一八種「徭律」訳注」、『法史学研究会会報』9、2004年）。

¹⁸ 「告」については、大庭脩氏が発信者と受信者の身分が近い場合は「告」を使うと指摘した。『木簡』学生社、1975、156～157頁参照。

¹⁹ 工藤元男『睡虎地秦簡訳注』汲古書院、2018、255頁。

三 「県・道官」吏の禁苑へ徭役派遣等の協力管理組織

前章では令・丞を主とする「県・道官」が禁苑に関わる管理責務の全体像を述べたが、これから二章にわけて「県・道官」の吏による地方禁苑への協力管理責務と組織を考察する。まずは徭役派遣・犯罪の取締、特に伝符手続きの協力に関する律文について検討したい。

1 徭役の派遣と「盗禁苑」犯罪の処理

簡39に禁苑畜夫・吏は「垣有壞隄（決）獸道出、及見獸出在外、亟告縣（城壁に破壊や穴などがあり、苑獸がそこから引き出し、また苑獸が外側に見つければ、速やかに県に告げろ）」とある。県官が禁苑から「告」することを受けたらどう対応するかについては、睡虎地秦簡「徭律」簡117～119にもみえる。即ち、県官は地元で「葆する禁苑」のために「徒を興して」、速やかに「垣」修理用に徭役の徴発と派遣をしなければならない。

要するに、秦時代、中央朝廷に直属する地方に設置された派出機関である「禁苑」において、その苑垣・堀・藩籬に関わる工事などの徭役を徴発することは、禁苑所在地の県・道地方官府の義務である。換言すれば、龍崗秦簡の簡7に見る「諸有事禁苑中者（およそ事有りて禁苑中にある者）」の「事」という公務²⁰のなかには徭役が含まれるはずである。少なくとも簡6「黔首有事禁（苑）中（黔首の事有りて禁（苑）中にある（者）」のほとんどの人間は、民の禁苑で徭役を行う者であるのは間違いない。

もう一つは、秦時代における「徒」は刑徒と徭徒の二つの意味があるが、引用文にある「徒」は「徭徒」という徭役をする者をいう。同じ睡虎地秦簡「徭律」に「其不審、以律論度者、而以其實爲繇（徭）徒計（不審があった場合は、律に応じて見積もった者を論断した上で、（徭役を行った）実数を参照して（後から）徴発された徒の（徭役日数を）計算せよ。」（簡124）とあり、「徭徒」が徭役をする「徒」であることは間違いない。また、典籍史料の用例では、『韓非子』顯学の「徒役を聚め」の「徒役」も徭役をする者を指す。ゆえに、睡虎地秦簡整理小組は、律文の「興徒」を「徴発徒衆」と訳した。

徭役のみならず、民の「盗禁苑」犯罪事件の処理も県・道官の責務の一つである。龍崗秦簡には「県・道官」が「盗禁苑」（簡49）事件に関して協力するべきとする律もある。例えば、簡27「盗禁中【獸】・簡37「盗死獸」・簡38「諸取禁苑中柞（柞）・械・樞・櫛産葉及皮（およそ禁苑中で柞・械・樞・櫛の葉と皮とを取らば、……）」と、簡26「没入其販假毆（也）錢財它物于縣・道官（その売り出したり貸し出したりしたものを没収し、（それで得た）金銭・財物やそのほかのものも県・道官府において……）」や簡86「入其皮于縣・道官（其の皮を県・道官に入れよ）」のような律文によって、禁苑の植・動物などの盗難罪を犯すれば、盗難品から換金した金銭の「没入」まで「県・道官」が「禁苑」に協力して処理すると考えられる。

2 符伝制にみられる禁苑への協力管理組織

「禁苑」とは文字どおりに許可がなければ入れない立入禁止の苑である。換言すれば禁苑に入ろうとすれば許可証書が絶対に必要である。県・道官の吏も禁苑に用事があれば許可証が必要である。秦帝国の領土管理の一つは、人民の移動を厳しく制限するために関津・亭・駅で民のパスポートや携帯品の記載書類を検査することである。ゆえに、龍崗秦簡には民が徭役のため、地元の郷里から禁苑への移動・入禁に関する律はいくつもみられるが、ここではもっぱら「傳」「書」「符」「久」等通行証

²⁰ 簡文の「有事」について異なる解釈があるが、最新テキストの武漢大本は「公務有り」の拙説に賛成してくれて「馬彪之説蓋是。」とした（17頁）。

の管理責務によって、県・道官の禁苑への協力管理組織を検討したい。

まずは、龍崗秦簡にみられる禁苑に入る許可証書にかかわる簡文をまとめよう。

簡2「竇出入及毋（無）符・傳而闌入門²¹者、斬其男子左止、□女【子】□（城壁の水道によって出入し、または符・傳を持たらず門に闌入すれば、其の男子は左足を斬り、□女【子】は……）」

簡4「詐（詐）僞²²假人符・傳及襲人符・傳者、皆與闌入門同罪（いつわりに符・傳を借用したり、受けたりすれば、すべて門に闌入することと同罪。）」

簡5「門關²³合符及以傳・書闌入之、及諸佩（佩）入司馬門久□（門を掌るものは割り符を合わせて照合し、及^{とも}に傳書を検閲し、来た人を関所に通させ、登録したうえに司馬門に入る灸符を身につける……）」

簡7「諸有事禁苑中者、□□傳・書縣・道官□鄉□□□（およそ事有りて禁苑中にある者は……県・道官……郷で……傳・書（を取り？）……）」

簡9「縣・道官、其傳□□（県・道の官府は其の傳……）」

簡10「取傳・書郷部²⁴稗官。其□及□□（郷官府の属吏のところで傳と関連文書を取る。その……及び……）」

簡14「六寸符皆傳□」

以上、七条は全てが禁苑に出入するために必要な許可証、すなわち「傳」「符」「書」「久」にかかわる律令である。したがって、まずはそれらの許可証に関する律令にみられる史料は表Iで整理しておきたい。

【表I】龍崗秦簡にみられる禁苑に出入する必要な諸許可証表

簡番	諸許可証				通過場所	取る場所
2	傳	—	符	—	(禁苑) 門	—
4	傳	—	符	—	(禁苑) 門	—
5	傳	書	符	久	関・(禁苑) 門・司馬門	—
7	傳	書	?	—	(禁苑) 門	県・道官・郷
9	傳	?	—	—	—	—
10	傳	書	—	—	—	郷部稗官
14	傳	?	符	—	(禁苑門)	—

凡例：— = 該当項目は簡文に見当たらず、(〇〇) = 筆者の補足、? = 不明（欠字があるので）

表Iの項目は「簡番」は龍崗秦簡の番号、「諸許可証」は龍崗秦簡にみられる「傳」「書」「符」「久」などの禁苑に出入する必要な許可書類、「通過場所」は禁苑に至る途中の「関」・禁苑の出入口の「門」「司馬門」等、「取る場所」は許可証を取る官府である。

表Iでわかったことと課題はいくつかある。A簡5の律文には龍崗秦簡にみられるすべての入禁許

²¹ 『漢書』汲黯伝「闌出財物」。注「臣瓚曰、無符傳出入爲闌也。」

²² 詐（詐）僞とは、いつわる。『戦国策』楚一「夫以一詐僞反覆之蘇秦、而欲經營天下、混一諸侯、其不可成也亦明矣。」

²³ 簡5冒頭の「門關」とは簡文に「關=」としているが、武漢大本（14頁）では従来の「關々」積と違って「=」を「合文符号」として「門關」と解釈している。本稿ではその新釈に賛成して取り込んでいる。

²⁴ 「郷部」とは郷の官府のこと。『漢書』百官公卿表「十里一亭、亭有長。十亭一郷、郷有三老・有秩・嗇夫・游徼。」『漢書』貢禹伝「郷部私求、不可勝供。」注「言郷部之吏又私有所求、不能供之。」

可証となる「傳」「書」「符」「久」がみな揃っていること。Bすべての律文はみな「傳」がみられることと「久」が1例しか見られないこと。それはなぜであろうか。C欠字が多すぎる簡14「六寸符皆傳□」を除き、「符」がみられる律文に必ず「門」があること。関連して「久」は「司馬門」しか必要がないこともあるのはなぜであろうか。D三つの「書」がみられる律文には2つが「県・道官」「郷」で「取る」ことは本当であろうか。

これらの表Iで得られたヒントに基づいて禁苑の入禁許可証の発行・検査・配付などの手続きについて県・道官の禁苑への協力とその組織を検討しよう。

地方官府が禁苑へ徭役を派遣する令は、張家山漢簡「津關令」にもみられるので、参照のために引用しておきたい。すなわち、

「□相國上南郡守書言、雲夢附竇園一所在胸忍界中。任徒治園者出人（入）扞關、故巫爲傳、今不得。請以園印爲傳、扞關聽」（簡518）

（相国が奉った南郡守の文書に「雲夢官に付属される竇園の一カ所は胸忍県の界内にあります。徭徒に任じる治園する者が扞關の関所を出入するときは、もとは巫県が傳を発行していましたが、今はできません。園の印を傳と為るようお願いいたします。扞關は……を受理し……」と。）

この史料の内容は「治園する」徭役された民が「徒」となって、「徒」は地元から「竇園」という禁苑²⁵の間に移動する途中、関所を出入する傳が必要である。ただ、事情によって「傳」の発行は停止となったので、かわりに竇園の印を傳の代替にしたいという要請である。これは「県」が「(禁)園」のため「徒」を派遣する漢初期の事例であるが、時代的に龍崗秦簡にみられる秦帝国の県・道官や禁苑に直接につながっていたので、参照しながら本稿の主題をめぐってAの四つの通行書を「傳」「書」と「符」「久」と二組にわけて、県・道官が禁苑への協力管理組織を検討する。

まず、「傳」「書」にみた県・道官が禁苑のための徭役管理組織を論じる。簡5・7・10律文の「傳」「書」は中華書局本（2001）・武漢大本（2014）はともに「傳」と「書」の間に分り点をつけていなく、いわば「傳」と「書」に分けられない同じものと考えている。しかし、先行研究には「傳」と「書」は別のものであるという説がある。すなわち「傳」は移動する人間のパスポート、「書」は通関する人畜・車馬・器物などが記録された書類である²⁶。ちなみに、簡9の「県・道官、其傳□□」の下一字は傷が激しく読めないが、「書」の可能性が否定できないであろうか。

「傳」はBに言ったようになぜ龍崗秦簡における通行証にかかわる律文ではみなこの「傳」がみられるか。理由は帝国の民が移動すれば、どこに行ってもみなパスポートを携帯しないとイケないからである。いわば表Iの「関」・「(禁苑)門」・「司馬門」となる「通過場所」であれば、どこでも「傳」の検査が行われなければならない。それと違い「書」は通関する人畜・車馬・器物などが記録された書類であるが、それらの携帯品がない人間なら「書」が持っていない場合もある。故に、表Iの律文にはたまたま「書」が現れないカ所もある。しかし、「傳」と「書」とは別物となってもいずれも出発地の地元政府、すなわち簡7・10律文に示している「郷」・「県・道官」で発行するはずであるが、簡文に欠字があるので曖昧さが免れないので、Dの「県・道官」・「郷」で「取る」ことは本当であろうかとの疑問があった。しかし、「津關令」簡518には「巫県が傳を発行」する令文を参考すると、確

²⁵ 楊建氏は「張家山漢簡〈二年律令・津關令〉簡釋」に「竇園、疑為雲夢苑園附屬的一處別苑」と主張した（『楚地出土簡帛思想研究（一）』2002年12月）。拙著京大本（2013、351頁）に龍崗秦簡簡1の「兩雲夢」は「二つの雲夢官署、または雲夢禁苑。」としたが、ここでの「雲夢官に付属される竇園の一カ所は」雲夢禁苑の付属園であるといえる。

²⁶ 藤田勝久氏『中国古代国家と社会システム』汲古書院、2009年、389頁参照。拙著京大本第六章「龍崗秦簡における入禁と通関の符伝制」、第一一節、「二」の「(2)『伝』『書』は別のもの」、頁201～202参照。

かに秦帝国にも禁苑へ徭役徒を派遣するとき、県・道官ないし郷が「傳」と「書」とも発行していたと一層考えられる。また、禁苑へ行く途中の「関」所（または亭・駅等）は「傳」「書」を検査する機構であるのは違いない。

次に、「符」「久」にみた県・道官が禁苑のための配達・引率する組織を論じる。Cの「符」がみられる律文であれば、必ず「門」があり、関連して「久」は「司馬門」しか必要がないことはなぜであろうか。「符」と「久」との接点は（禁苑）「門」にあたるのであろう。しかし、「久」は「司馬門」となる禁苑の最も重要な門²⁷しか必要がないことが二者の相違点でもいえよう。これらの二点に問題を意識して「符」と「久」の性格によってそれらの管理組織を考証する。

筆者にはすでに「符」と「久」の性格についての論文があるが、煩雑な考証を避けるために、ここで簡単にその結論を要約²⁸しておく。「符」は通過証であるが、主に緊急の徴発（軍事異動・緊急派遣）、あるいは関所や禁苑の出入りが頻繁な場合（配達・巡邏）に用いるものであるもので、史料が見つけれない限りにおいては、ここで論じた秦代における徭役徒となる「黔首」が徭役のために「符」を必要としたとは認めることができない（徭役徒を送る役人は「符」を持ったかもしれない）。「久」は、実際にも「符」の一種であり、一般的に通行証であるものと解釈するが、むしろ龍崗秦簡にみる「入司馬門久」というような「某門」「某宮」など、限定される「禁中」という特別エリア入禁用のバッジといえよう。

この「符」及び「符」の一種としての「久」の性格についての結論自身には、特に改めるつもりがないが、そこで残されている未完成の作業、すなわち「符」「久」の性格には「徭役徒を送る役人は「符」を持ったかもしれない」と残された課題は、本稿の県・道官が禁苑への協力管理という主題にもかかわるので、武漢大本の新釈を参照して以下の二点を加えたい。

第一に、関所や禁苑の出入りが頻繁な配達する「傳者」の史料は見つけられた。龍崗秦簡にみられる簡3「傳者入門、必行其所當行之道、□□行其所當行□」とあるが、それは「……を伝送する人は、門を入ったら規定の道路をいかなければならず、もし規定の道路によらずに行くなら……」という律令である。簡文の「傳者」については従来の釈は2つに分かれて、「公文書を伝送する人」²⁹説に対して中華書局本の「（符）傳（を持ち、皇家の禁地に進入する）人」という説もあった。二説は地方官吏と民間人という相違点があるが、二説ともその「入門」した「者」は禁苑内部ではなく、県・道官管轄する地区の人間であるという共通点もある。二説のどちらか正しいか判断しにくい難題となってきたが、近年、武漢大本の新釈では、里耶秦簡16-5にみられる「甲兵を輸する」「傳者」の用例によって龍崗秦簡簡3の「傳者」も「伝送する任務を担当する人を指す可能性もある」と指摘した。この新釈によって考えれば、「傳者」とは地方官府が禁苑へ派遣する配達員であると判断できる。彼らは頻繁に関所や禁苑の出入りする配達員であるので、個人的な「傳」「書」ではなく、「符」や場合によって某門・某宮専用の「久」を掛けて、県・道官の吏として禁苑への協力管理をする一例といえよう。

第二に、中華書局本では簡68「吏具、必亟入。事已、出□」を「官吏は手続きをしっかりと行ったら、確実にできるだけ早く（禁苑に）入る。仕事が終わったら、……（禁苑）をはなれる。」と解釈した。しかし武漢大本では赤外線撮影によって簡文の「必」を「伍」に改釈して、『二年律令』簡141「吏将徒、追求盜賊、必伍之（吏は徒を率い、盜賊を追求するのに、必ず隊伍をつくる）」の例を参考して、

²⁷ 「司馬門」は禁苑の最も重要な門に関する考証は拙著京大本第六章、第一一節、「三」の「（2）禁苑の『司馬門』」、頁206～208参照。

²⁸ 一部は拙著京大本第六章、第一一節、「おわりに」参照。

²⁹ 劉信芳・梁柱『雲夢龍崗秦簡』、科学出版社1997年、32頁。

「この伍は『具』（かぞえ）る対象となる」と解釈した³⁰。そうすれば、禁苑に派遣する徭役などの「徒」を「伍」単位の隊伍とすることがわかった。さらにいうと、その「伍」となる徭役徒を引率する県・道官役人は「符」或は「久」を持って責務を果たすと推定できるのではないか。

要するに、本稿での県・道官が禁苑への協力管理といえ、地方の郷里や官府から禁苑へ移動する人間を管理するために、「傳」「書」制によって人民の管理と、「符」「久」制によって役人の管理という二系統の組織の存在はわかった³¹。

四 「奘」地に関する「県・道官」の協力管理

本章では「県・道官」の禁苑を協力管理する「奘」地の管理組織について検討したい。論理上、禁苑の所在する該当県や道ならどこにも協力すべき場所となる。しかし、「奘」というのは禁苑外側の隔離帯であり、それは朝廷の特殊の律令によって禁苑と県・道官の共管する場所である。ここでもっばら「奘」に関わる県・道官の管理組織を明らかにしたい。

1 「奘」という禁苑外側隔離帯の共同管理

龍崗秦簡の簡28「諸禁苑有奘（塽）者」にいうように、当時、禁苑には垣の外側に「奘」（塽）があるものと「奘」（塽）がないものともあったらしい。「奘」とは「塽」「墻」ともいい、「城下田」³²のような「垣」の外側に設置する幅が20～40里くらい禁苑と外部と隔離される防衛地帯を指す広い土地である。簡39にいうように、禁苑「垣」の外側地帯に異常があれば、禁苑「吏」が「県に告げる」必要があり、睡虎地秦簡「徭律」簡117～119にいうように県官が問題を解決するために対応しないといけない律文もある。これらの律によると、戦国秦にまだなかった、統一秦にできたと考えられる「奘」（塽）地は、もともと王（皇）室の所有する「山海池澤」（『漢書』百官公卿表の語）と「県・道官」の所管する土地、例えば「牧縣官馬・牛・羊」（簡100）の牧場や民間「冢廟」（簡121）用地等である。しかし、そのような地域は一旦皇帝が時に「舎る」禁苑を守る「奘」（塽）地となると、様々な新しい禁律が設けられたと考えられる。その意味で、かつて「奘」（塽）地が「準禁苑」ともいえる特殊な地区ではないかという私見を提出したことがある³³。換言すれば「奘」（塽）が「準禁苑」であると定義できれば、禁苑側に「奘」（塽）地の所有権はないが、禁苑と「県・道官」にはいずれも「奘」（塽）地に関する管理義務はあったはずである。即ち「奘」（塽）地とは「禁苑」衛禁律に準拠する「奘」（塽）禁律が設けられた「準禁苑」地帯であると見なしたい。

2 「奘」地を管理する「県・道官」の協力責務と組織

これから「準禁苑」の具体的な性格、とりわけ各々の管理責務については、龍崗秦簡にみられる「奘」（塽）地に関わる律令文を考証しながら検討したい。

³⁰ 武漢大本26頁参照。

³¹ これまで筆者も含める殆どの研究者は、龍崗秦簡にみられる「傳」「書」「符」「久」みな同じ系統として一括で考えるのは多くとなっているが、少なくとも本稿の主題となる県・道官の「禁苑」都官に協力する管理組織を復元しよう視点からみれば、「傳」「書」制と「符」「久」制にわけると二つの組織系統で検討してよいと思われる。

³² 「塽」は『説文解字』に「塽」として「塽、城下田也。一曰、塽、郤地。从田奘聲。」とある。段玉裁の『説文解字注』に「所謂附郭之田也。張晏云、城旁地也。」とあり、「郤當作隙。古隙、郤字相假借。「曲禮」郤地、即隙地也。」とある。所謂「塽」とは「城下田」と「郤（隙）地」という二種の余地である。「城下田」という「塽」は「塽」「墻」とも書く。

³³ 「禁苑奘」についての詳しい考証は拙著京大本第四章、第七節参照。

そもそも県・道支配地の一部を禁苑「奘」(塙)に含まれるとすれば、「県・道官」には本来の責務に加える「奘」(塙)禁律にしたがって別の管理責務があったこととなる。その管理責務とは禁苑を直接的に管理するものではなく、禁苑の管理に協力するものであったといえよう。さて、「県・道官」が具体的にどのようにその「準禁苑」地帯を管理していたかについての禁律は、龍崗秦簡に数例を見出すことができる。すなわち、

簡27「禁毋敢取奘中獸(禁じて奘(塙)中では敢えて獸の捕獲を行ってはいけない)」・簡28「□去奘(塙)廿里□、毋敢毒〔殺魚〕(□奘(塙)から廿里では敢えて(魚)を毒殺してはいけない)」・簡29「射奘中者(奘(塙)の中に射し……)」・簡30「黔首其欲弋射奘(塙)□者勿禁(民が塙地……を弋射することを禁じてはならない)」等の律令であるが、それらは明白に「奘」地に関する律文である。一方、また「奘」(塙)地に関わりそうな律も少なくない。例えば、簡19「=追捕之。追事已、其□禁(?)□□奘?當□□□□(……それを追捕し、追捕が終わって禁苑から出なければならない者は、出らせ……)」とあるが、武漢大本の新釈は「當」の上にある字は上半分が「而」のようであることから、「奘」(塙)に関する字かもしれないとしている。また、簡31に「諸弋射甬道・禁苑外□□□、去甬道・禁苑□□(およそ甬道や禁苑外に弋射し、……甬道や禁苑を離れて、……)」とあるが、「禁苑外」とは禁苑の垣外の「奘」(塙)という可能性が高い。簡121に「盜徙封、侵食冢廟、贖耐。□□冢廟【奘(塙)】□(ひそかに封界を移したり、墓地や祠廟を侵食したら、贖耐として刑罰し、宗廟の奘(塙)を侵食する場合は……。)」とあり、「冢廟奘」とはいくつかの読み方があるかもしれない。しかしながら、龍崗秦簡の禁苑律令集の性格を考慮するならば、「冢廟奘」とは禁苑「奘」にある民間人の「冢」・「廟」・耕地と解釈をしてもよい。そうすれば「冢廟奘」が「県・道官」によって管理されたことは当然ではないだろうか。

諸簡文には文字の傷などの曖昧な部分もあるが、禁苑の外側に設置された「奘」(塙)地にかかわる律令に従って検討を重ねた結果、「県・道官」の責務は少なくとも以下の五つがある。さらに、それらの責務を手掛りとして冒頭に全数把握した「県・道官」人員のデータも照合して「県・道官」の管理組織についても検討しよう。

1つ目は、「敢取奘(塙)中獸」(簡27)や「獸出在外」(簡39)など異常を発見するための「循行」(簡39)する責務。「循行」の組織について簡66に「令吏徒讀(續³⁴)徼行□□」とあり、ここでは「吏・徒に令して続きて徼行せよ」という意である。『説文』に「徼、循也」とある。「続徼行」は簡39の「數循行」にあたるのは違いないが、禁苑内で「循行」する「禁苑畜夫・吏」組織と比べると、「奘」地の「徼行」が「吏・徒」という組織に変わっていることは注目するべき点であろう。この律でいう「吏」は禁苑吏ではなく、「県・道官」の吏だといってよい。

2つ目は、「敢えて魚を毒殺」(簡28)した犯人や「出在外」の逃げた「獸」を「追捕」(簡19)する責務。簡36に「□茶□出、或捕謁?吏、□(茶は禁苑から突出して、誰が捕えればそれを官吏に送る)」とあり、それは茶(犢か)が(禁苑から逃げ)出してきた、ある人が捕らえたら吏にまみえろという律である。「吏」以外の平民の誰かが禁苑の逃げた「獸」を捕らえたら地方「吏」のところに報告しろということは、「吏」が「追捕」に係る責任者であるので、捕らえたものは彼らの「追捕」係に受理してもらおうと考えてよいであろう。

3つ目は、狩猟と放牧の管理責務。「射奘(塙)中者(奘(塙)の中に射せば)」(簡29)や「時來鳥、黔首其欲弋射奘(塙)(季節ごとに鳥が飛んできて、民が塙地で鳥獸をいぐるみで射ろうとする。)」(簡30)という人民が塙地で狩猟や放牧をするのは日常的な行動である。また、広い塙地には狩猟場がよ

³⁴ 武漢大本が里耶秦簡の例を参照して「疑或讀為續」とした判断は正しいと思う。

くあり、関連する律も多くみられる。簡16「皇帝^{遯(獵)?}、將者令徒[□]（皇帝が狩猟し、引率する人は(徭役)徒を……)」や簡119「而輿^{輒?}疾毆(驅)入之、其未能^{被?}、亟散^{□□}、唯母令獸^{□□}（輿はすなわち速く駆けさせてこれに追い入れ、打ち込まないうちに速やかに獣を切り離して、決して獣に^{□□}させてはならない。……）」とあり、これらは人民から皇帝までの狩猟することに係る律である。

簡16の「將者」(徒を帥いる者)は皇帝「獵」を帥いる者なので、簡241「[□]尉將[□]」の「尉」と考えてもよい。また、簡100「牧縣官馬・牛・羊盜[□]之、^{□□}（県官府の馬・牛・羊を放牧し、それを盗まれて……）」とあり、簡102に「没入私馬・牛・^{【羊・駒】}・犢・羔縣・道官(私的な馬牛^{【羊】}^{【駒】}犢羔を没収し、県・道の官府に納入する。)」とあるが、公的な馬牛牧場があるらしく、そこで「私馬・牛」を放牧すれば、「県・道官」に「没入」される。ここでいう「県・道官」は律に従って埧地の狩猟場や公的な牧場の管理する役所であることが分かった。

4つ目は、「禁苑外」を通る皇帝専用の「甬道」(簡31)を警備する道路管理。皇帝が「甬道」付きの馳道によって各地方禁苑に出入りする時代であり、その道路に係る律は当然、埧地を通るものに限定されないので、関連律文に「堧」と示す必要がないと考えてよい。しかし、馳道は埧地を通過してから禁苑につながることは間違いない。ゆえに、龍崗秦簡に「甬道」や「馳道」に関する律はよく見られる。例えば簡54「敢行馳道中者、皆罍(遷)之。其騎及以乘車・輶車[□](みだりに馳道中を行く者は、皆これを流刑にし、騎乗して及び乗車・輶車)」や簡58「[□]行之、有(又)没入其車・馬・牛縣・道^{【官】}、縣・道^{【官】}[□](……馳道を行けば、また、その車・馬・牛を県・道の官に没収される。)」とある。また、簡64「[□]道中而弗得、賞官齋[□](馳道に(侵入者)が走ったこと気付かなかったのは、官齋(夫)に賞刑する。)」とあるが、「官齋[□]」の缺失した部分が「夫」とすれば、第一章に検討した県・道官の⑦「官齋(夫)」にあたるので、彼らが皇帝専用道路を管理する部門の責任者だと考えられる。

5つ目は、民間の「冢」「廟」等の所有地紛争を解決する土地管理。「堧」(埧)地が形成する前には、そもそも睡虎地秦簡「徭律」にみられる「そ(禁苑)の近辺に田地を持つ者」のように、禁苑垣の外側にある民の「田」には、例えば租田³⁵・「冢」地・「廟」地もあるので、その土地の管理は県・道官の責務になる。例えば簡120「侵食道・千(阡)・邵(陌)、及斬(塹)人疇企(畦)、賞一甲。(道路や田地の阡陌を侵食したり、及び他人土地の境界(標識)やあぜを破壊したりすれば、賞として一甲を罰する)」、簡150「租者且出以律、告典・田典、典・田典令黔首皆智(知)之(貸す人はまた律によって出し、典・田典に告げて、典・田典は百姓にこれを知らせて、また……)」、簡144「租者・監者詐(詐)所租・所^{【監】}(租者と監者らの間の租税の隠蔽)」などが挙げられる。「典」とは里の長であり、「田典」とは「典」の補佐であり³⁶、「監」とは田租納付を監督する「者」である³⁷。これらの「里」の小吏たちは埧地管理の責務にかかわりそうである。

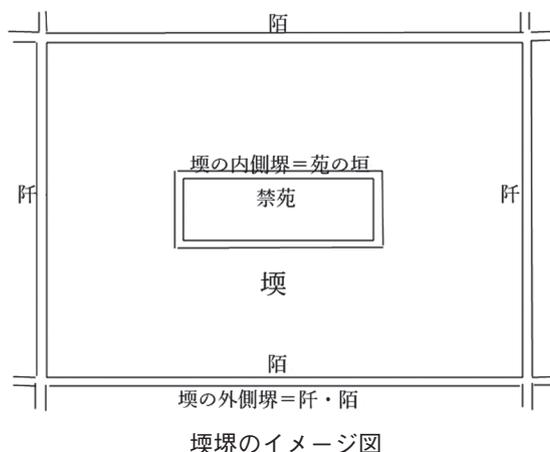
また、禁苑「堧」(埧)地は「城下田」なので、埧の内側には禁苑の「城」垣を堺としているのに対して、埧の外側の堺、即ち「城下田」堺にあたるのは、簡121の「封」と簡120の「道・千(阡)・邵(陌)」というような田道であろうかと推測できる(埧堺のイメージ図を参照)。なぜならば、睡虎地秦簡「法律答問」に「可(何)如爲『封』。『封』即田千(阡)佰(陌)。頃半(畔)『封』毆(也)(封とは何であろうか。封とは即ち田の阡・陌・頃・畔の封である)」(簡64)とある。「封」とは土界

³⁵ 新出の荆州胡家草場西漢墓簡牘「少府令」(李志芳・李天虹主編『荆州胡家草場西漢簡牘選萃』文物出版社2021)によって禁苑埧地のような少府所有地でも民に貸し出すものがあり、その土地管理も県・道官の責務となると考えられる。

³⁶ 陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』、武漢大学出版社2012、437頁参照。

³⁷ 楊振紅氏『出土簡牘與秦漢社会』、広西師範大学出版社、2006、94頁参照。

である³⁸。ゆえに、「堧」（堧）地外側の界となる田の阡・陌に関する異常があれば、県・道官の土地管理部門が責任を負うのは間違いないであろう。



無論、龍崗秦簡にみえる堧地の範囲に限っても「県・道官」の協力責務がここで述べた五つしかないとは思わないが、以上の検討によって地方禁苑所在地の「県・道官」がどのように禁苑管理に関わっていたのかという点は、大体分かったのではないかと思う。また、第一章で示した問題意識として、なぜ禁苑律令集とよばれるほどの龍崗秦簡には数多くの「県・道官」役職名が存在するのかという疑問も解明できたのではないかと思う。

ここまでの第三・四章で県・道官の「吏」は禁苑への協力管理組織を検討してきた。明らかにした点は二つある。第一、県・道官府の禁苑内部の管理について吏の人員派遣や通行証の発行などの役割分担する管理組織がある。第二、県・道官府の禁苑外部、本稿は特に「堧」の管理について吏の役割分担を主として考証して、禁苑「堧」の徼行・追捕・狩牧・道路・土地など各管理組織があることがわかった。

五 「都官」より大規模な「県・道官」管理組織の特徴

ここまで第一章に提出した三課題について、第二章で「令」「丞」が「県・道官」の禁苑への協力管理組織の主宰者であることを確認できた。その上に、第三章・第四章で「県・道官」の禁苑を協力管理する「吏」は各々の責務によってそれぞれの管理組織を構えていたことを明らかにした。ここから最後の第五章でなぜ禁苑という都官に関する龍崗秦簡の律令に、禁苑を協力管理する「県・道官」人員が禁苑の自主管理する都官人員より人数が多いのかを一つの管理組織の特徴として検討したい。

この問題については龍崗秦簡のみでは分かりにくいので、戦国秦の睡虎地秦簡や近年発見した漢初期の胡家草場漢簡「少府令」の史料を比較しながら追究していく。

1 「県官」が苑・禁苑へ協力する人員の数

協力管理する責任範囲がわかったうえに、まずは「県官」が禁苑へ協力する人員の数について、第二章にまとめたA～Hのなかから、直接に苑・禁苑に関するAとEを中心として県官側の人員とその組織を検討する。

まずは、「厩苑律」に公的な公馬牛「苑」の管理についてAの詳しい規定がある。すなわち、

³⁸『小爾雅』廣詁に「封、界也」とある。

「官有の馬・牛の放牧を行い、その馬・牛が死亡すれば、速やかに死亡したところの県へ報告せよ。県は速やかに死亡した馬・牛を検分し、死体を回収せよ。もし速やかに回収しなかったため、死体を腐敗させてしまった場合、まだ腐敗していない状態の価格を賠償させよ。もし小隸臣が病死すれば、告其□□之。もし病死したのでなければ、小隸臣が所属していた官府にその診書で報告し、その官府はこれを判断せよ。もし大厩・中厩・宮厩の馬・牛が死亡した場合、その筋・革・角、及びその価格に相当する銭を納入し、その馬・牛の放畜を行っていた者本人が、大厩・中厩・宮厩のうちその馬・牛を管轄していた官府へ引き渡せ。もし官有の馬・牛に引かせた車に乗っている最中に、その馬・牛を逃がし、馬・牛がある県で死亡した場合、県は死体を検分してその肉を売却して、筋・革・角及び肉を売却してえた銭を回収せよ。回収した銭が律の規定より少ない場合、車に乗っていた者に補填させ、その馬・牛を管轄していた官府に報告し、その官府は馬・牛を検分した県に報告し、帳消しにせよ。」(厩苑律16~19)³⁹とある。

「厩苑律」とは睡虎地秦簡整理小組より「家畜を管理・飼育する厩園と苑圃に関する法律」と解釈した⁴⁰。簡16~19律文に都官の苑圃は県の地区で官有の馬牛に関する県官の責務を明記した。この史料によって双方の登場人員をまとめると表Ⅱとなる。

【表Ⅱ】 地方官府管轄地区で事故・事件を処理する都官側・県官側の人員表

都 官 (大厩・中厩・宮厩の馬・牛を管理して地方へ派遣する官)	県 官
都官有の馬・牛の放牧を行う小隸臣	報告を受ける人
県官へ報告する人	家畜の死体を検分する人
都官有の馬・牛に引かせた車に乗っている人	都官にその診書で報告する人
	家畜の死体を回収する人
	家畜の死体を解体して筋・革・角を取る人
	家畜の死体の肉を売却する人
	金銭を管理する会計の人
	小隸臣の死体を検分する人
3	9

表Ⅱによってわかるのは、第一、都官の官府所在地の県官は人間から家畜までのすべての地方政府が管轄している地区で発生した事故・事件ならば、都官側の要請に応じて協力責務がということである。第二は、県官の協力人員は約都官人員の三倍となる9：3は目立つということである。

また、直接に県官から禁苑垣修繕工事のための協力される史料は「徭律」にみられる。すなわち、「県の補修する禁苑や官有の馬・牛の苑が、①徒を徴発して塹壕を掘ったり、まがきを作ったり、それらを修繕する場合は、監査役の①苑吏が行い、苑吏はそれらを巡回せよ。一年未満に壊れたところがあれば、県に再び徒を徴発させて修繕させるが、徭役日数に算入してはならない。一年未満に壊れた箇所が、三つの墻垣以上の広さの場合は、補修する県がこれらを修繕せよ。(壊れた箇所が) 三つ

³⁹ この訳文と下の「徭律」の訳文は工藤元男編『睡虎地秦簡訳注』汲古書院、2018の「通釈」を参照して作ったもの。

⁴⁰ 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、1990、23頁を参照。

の墻垣以下の広さである場合、あるいは一年未満であっても道を壊されて窃盗に遭った場合は、苑にただちに自ら修繕させよ。(中略)もし近辺に田地で、獣や馬・牛が(禁苑から)出て収穫物を食べるおそれがある場合は、②県畜夫がそ(禁苑)の③近辺に田地を持つ者を見積もりして徴発し、貴賤を問わず、田地の多少に応じて人を徴発し、墻垣を作ってこれを補修させ、(その場合は)徭役日数に算入してはならない。(中略)④城旦舂を使役して公舎・官府を増築・修繕しようとする場合は、これを行い、申請する必要はない。県が恒常的な徭役や、申請する必要のある徭役を行う場合、⑤吏は必要な労働量を見積もり、その数に過剰や不足が二日以上あった場合は、不察とせよ。朝廷が行う徭役において、労働量を見積もって誤差が生じた場合は、県と同様に処分せよ。労働量を見積もる場合には、必ず⑥司空と⑦匠に行わせ、匠のみにさせてはならない。」(簡115~124)とある。

この律文は「県」官が朝廷の地方へ派遣している「禁苑」「苑圃」という都官の建築工事のために、協力する責務に関するものである。登場する人員(番号を付けて下線を引くもの)は少なくとも7種があり、その中に①「苑吏」の1つは都官側の者、①~⑦はみな県官側から提供する協力管理人員である。すなわち、「徒」「県畜夫」「近辺に田地を持つ者」「城旦舂」「吏」「司空」「匠」などがある。簡単に計算すれば都官の管理人員は1人が働ければ、県官側は7の人員で協力することになる。この理由から本稿冒頭に提出した、龍崗秦簡にみられる人員名において、なぜ協力管理側の方が自主管理する禁苑側より多いのかという問いへの答えが得られるだろう。

2 「少府令」にみられる県官の都官への協力管理組織

ここまで秦簡の史料にもとづいて県官の都官への協力管理組織を検討してきた。実は、近年新しく発見された胡家草場漢簡「少府令」にも貴重な史料がみられる。その史料は漢初期のものと認定された⁴¹ので、年代的に本稿の論題の秦帝国につながるのみならず、「少府」こそ本稿の主題たる禁苑を管轄する中央官府にあたると思われる。戦国秦の時代にも地方の苑は少府に所属したという説がある。例えば、彭邦炯氏は睡虎地秦簡にみえる「苑」を掌るのは中央の内史に所属する少府であると指摘している⁴²。少府は禁苑を管轄したのは戦国秦のみならず秦・漢帝国にも同じであり、著名な「上林苑」という禁苑が戦国秦-秦帝国-前漢帝国の各時代には一貫して少府に所属していたのは典型的な一例である。漢初期の史料は本稿で検討する秦帝国の課題には十分参考の価値がある。ここで、新たに公刊した漢簡「少府令」によって、地方県官はどれほど都官に協力管理をしていたのか、特にその管理人員・組織について判明したい。

胡家草場漢簡「少府令」簡2177・2178・2192に

「卅(卅)七 伐取材木山林、大三韋(圍)以上、十税一。不盈十、直(値)買(價)十錢税一錢。匿不自占、戍二歲、没入所取、郷部田畜夫・士吏=(吏・吏)部主弗得、罰金各二兩、令・丞・史各一兩⁴³。擅禁山林・公草田、若和⁴³租者、家長戍二歲、没入所租⁴³、郷部田畜夫・吏・尉=(尉・尉)史・士吏・部主弗得、奪勞各一歲、令・丞・史各六月。」⁴⁴とある。すなわち、

⁴¹ 新出した荆州胡家草場西漢墓簡牘「少府令」は発見され、少府の土地は民に租賃して、県官がその管理に係る内容がある。荆州博物館・武漢大学簡帛研究中心編著『荆州胡家草場西漢簡牘選萃』文物出版社2021参照。

⁴² 彭邦炯氏「從出土秦簡再探秦内史与大内、少内和少府的關係与職掌」『考古与文物』1987第5期参照。

⁴³ 「和」字は紀婷婷氏に睡虎地秦簡「法律答問」に「擅強質及和受質者」の「和」と見なして「双方とも同意する」と釈した(氏「胡家草場漢簡《少府令》《衛官令》試析」、『簡帛』23輯、2021年11月、47頁を参照)。しかし、木簡文字の「和」「私」の右側とも「口」をした場合多いため、本稿では文脈によって「私」と釈した。すなわち「若私租者」とは「若しくは私的に租すれば」とする。張家山漢簡「二年律令」に「民私采丹者租之(民が私的に丹砂を採掘すれば、これに租を課す)」(金布律438)とあるが、該当簡の「私」字は⁴⁴としている。

⁴⁴ この釈文は荆州博物館・武漢大学簡帛研究中心編著『荆州胡家草場西漢簡牘選萃』文物出版社2021、197頁の

令三十七 材木を山林で伐取する場合、大さ三章（圍）以上の木であれば、十分の一を税とする。木の十本未滿ならば価格の十錢ごとに一錢を税とする。隠匿して自己申告しなければ、戌二歳とする。伐取した材木を没入して⁴⁵、郷部田耆夫・士吏・吏部主がこの者を捕らえられなければ、それぞれ罰金二兩として、令・丞・史がそれぞれ罰金一兩とする。あえて山林や官有の草田を禁じたり、もしくは私的にその山林や官有の草田に租を課せば、家長が戌二歳として、租を課した所得を没入する。郷部田耆夫・吏・尉・尉史・士吏・(吏)部主がこの者を捕らえられなければ、それぞれ功勞一歳、令・丞・史がそれぞれ六月を剥奪する。

これは朝廷の財政機構の「少府」が地方にある皇室所有の「山林」「公草田」⁴⁶を管理する「令」である。本稿で論ずる地方禁苑は皇室所有の「山林」「公草田」とともに少府が管轄するものである。そのみならず、双方とも都官という性格や双方の管理とも地方の県官から協力を受ける接点があるので、この史料にみられるすべての管理人員をまとめてから、本稿の主題をめぐって考証したい。

分かりやすいために、罪処罰の種類・理由・基準・対象を軸して罰される管理人員の表Ⅲを作った。

【表Ⅲ】「少府令」三十七条にみえる処罰される管理人員表

類型	理由	基準	対象
罰金	弗得	各二兩	郷部田耆夫・士吏・吏部主
		各一兩	令・丞・史
奪勞	弗得	各一歳	郷部田耆夫・吏・尉・尉史・士吏・(吏)部主
		各六月	令・丞・史

表Ⅲでわかるのは、第一、管理人員は県官府の者と郷官府の者に二つに分けることは明白であることである。そこから中都官の少府に協力する管理組織は二部構造となる。すなわち下層部の「郷部田耆夫・士吏・吏部主」と「郷部田耆夫・吏・尉・尉史・士吏・(吏)部主」、及び上層部の「令・丞・史」である。これらの組織構造は基本的には本稿の第三・四章に考証していた禁苑に協力する県道－郷官府組織に一致している。それに注目すべきなのは、同じ罪を犯しても処罰基準は別であることである。すなわち民に直接に接する「郷部」現場諸吏の罰は重く、間接に接する「県官」の主宰者は軽いことが明らかになった。その差は執行責任と監督責任との相違によって発生したといえよう。

第二、処罰される人員はすべて都官ではなく県官のものであることである。いわば第一章のようなA都官とB県・道官の区別はない特徴がある。この特徴となったのはおそらく公刊した史料が限られていることが理由であろう。すなわち、この「少府令」のすべての内容を公刊すれば、「少府令」の他の条に「少府」という中都官、または「少府」に派遣された都官の管理人員はみられるかもしれない。しかし、確定できるのはこの新史料だけみれば、「少府」が地方における「山林」「公草田」の税金に関する仕事は殆ど地方官府に一任させた状況といえよう。

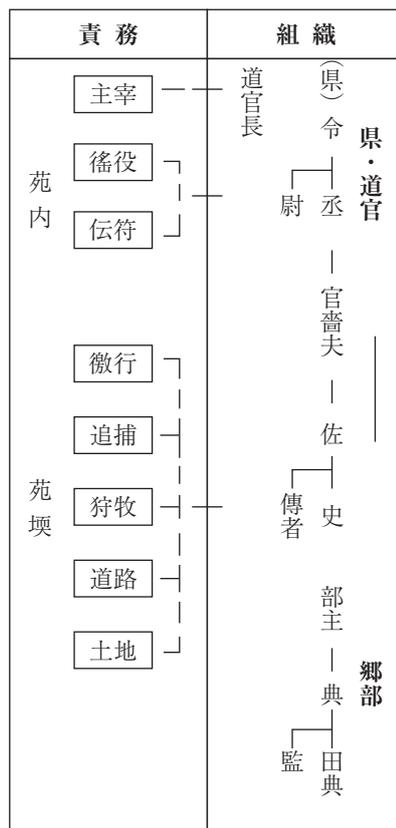
釈文を参照して作ったもの。しかし「士吏＝部主」によって考えれば「士吏部主」も「士吏＝部主」と読むはずであろう。

⁴⁵『漢書』食貨志下「諸取衆物鳥獸魚鼈百蟲於山林水澤及畜牧者、……皆各自占所爲於其在所之縣官、除其本、計其利、十一分之、而以其一爲貢。敢不自占、自占不以實者、盡沒入所采取、而作縣官一歳。」

⁴⁶『漢書』百官公卿表「少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養」。応劭がいう。これを禁錢と名付け、皇帝の私的費用にあて、(国家財政とは)別に所蔵した。少は、小の意味である。故に少府と称する。顔師古がいう。大司農は軍事や行政の費用を支出し、少府は天子を奉養する。加藤繁氏「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別に並に帝室財政一斑」、『支那經濟史考証』上、東洋文庫、1952年を参照。

以上、秦帝国の地方禁苑に協力管理する県・道官側の人員はなぜ自主管理する禁苑側の管理人員より数が多いかの問題について、秦帝国の前の戦国秦とその後の前漢初期における史料と比較的に検討した。したがって、答えとして二つの「県・道官」管理組織の特徴がわかった。第一、そもそも少府のような「中都官」はもちろん、少府に所属する禁苑という「都官」のような朝廷が特別に派遣した官員は少数的なリーダー的な人物しかない。彼らは人数的に少なくとも、諸々の律令によって当地の「県・道官」の協力管理を無償で得られる特権を握るので、自分より数多くの地方「県・道官」（郷部の吏を含む）に大部、場合によって全部の仕事任せることが分かった。第二、地方「県・道官」はすべての県・道が管轄する地区内の朝廷の「山林」「公草田」から「苑」「禁苑」まで管理する責務がある。その責務を実施するのは、県・道官府－郷官府という二部構造である管理組織である。その協力管理組織は都官の「少府令」に従わないといけないのは県・道官に所属する他の組織との大きな相違点であろうか。

秦朝県道官による禁苑への協力管理責務と組織



凡例：実践＝組織関係；虚線＝責務関係

おわりに

以上、龍崗秦簡を中心として秦帝国における地方禁苑にかかわる「県・道官」によって協力管理責務と組織を検討してきた。ここで明らかになった、秦朝地方「禁苑」に関する管理責務及び組織について図式化すると、右のようになる。図に示された結論をまとめると、

第一に、龍崗秦簡にみられる「令・丞」の性格は、先行研究の「禁苑」の「最高官員」という説に反して、彼らは朝廷の派遣した地方「禁苑」所在地の県・道の主宰者であると判断した。「令・丞」が県・道官府－郷部という二部構造の行政機構を率いて、龍崗秦簡のような禁苑に関する律令にしたがって「都官」の禁苑に協力管理を行ったことを明らかにした。

第二に、龍崗秦簡にみられる「県・道官」の禁苑協力管理人員の中、「吏」という職名は単独一位になるほど最も出現頻度の高い9例になる。その理由を考証した結果、「吏」は「県・道官」の禁苑協力管理を実施する主役であり、「吏」は禁苑内の徭役に関する派遣・引率や通行証の発行・検査のみならず、禁苑への物配達や禁苑「塚」の徼行・追捕・狩牧・道路・土地などを管理する各組織の存在は復元できた。また、「吏」は諸々の責任を負う者として、律令によってよく処罰される主体となることは明らかにした。

第三に、「禁苑」は朝廷に直属する地方「都官」として、諸々の律令によって当地の「県・道官」の協力管理を無償で得られる特権を握るので、自分より数多くの地方「県・道官」に禁苑管理の大部の仕事任せることが分かった。ゆえに、秦帝国の地方禁苑を協力管理する「県・道官」側の人員が自主管理する禁苑側の「都官」管理人員より数が多いという管理組織の特徴を明らかにした。